

刑事裁判の当事者構造と現実

1 拘置所

拘置所が法務省傘下と知らされて 刑事裁判危うと思う

弁護士会誌『槓』（2018年発行）に投稿した「刑弁カルタ」の一節である。

刑事裁判においては、法務省は検察の顔をもって手続に登場する。この法務省が、刑事裁判の相手方でもある被疑者被告人の身柄を押さえたまま刑事裁判を進めることに、昔から違和感を覚えていた。

拘置所の重要な機能として未決勾留の運用がある。もとより未決勾留には無罪の推定が働いている。未決被拘禁者の人権は十分に守られなければならないし、就中、刑事裁判のための弁護士との接見を中核とした防御のための権利が計られなければならない。ところが、現実の拘置所での実態は、このような配慮に欠けるものと言わざるを得ない。

平成13年に、裁判書式が一斉に変更され、それまでのB5判からA4判に変わったにもかかわらず、接見室のテーブル（柵？）は、B5がやっとだった奥行きがそのまま、A4判の記録を置けない。一々横にしないとテーブルから落ちてしまう。幅をあと10センチ造設する工事などは、ほとんど費用もかからないと思うが、改善の兆しもない。

ボードの小さい穴を通じての会話も放置されたままで、大声を強要されるような状態がまかり通っている。マイクやスピーカーを使えば、ボードの両側にいても、容易に円滑な会話が可能であるが、そのような当たり前の文明の利器が導入されないまま、旧態依然の不都合が放置されている。

接見室の数が不十分なため、接見で待たされることが常態化している外、拘置所の運営時間に拘束され、夜間・休日の接見は極めて不十分である。

録音・撮影に対する制約は異常ともいえる状態であるが、これらを監視するためか、被拘禁者の背後上部にある鏡は、間違いなくマジックミラーと思われる（鏡である必然性がない）。

これらは、無罪の推定が働く未決勾留に相応しいだろうか。

そもそもなぜ、これらの問題が放置され、改善の兆しすら見えないのか。

このような問題の根幹に、拘置所が法務省傘下にあるという構造的な問題が横たわっていると思われる。

未決勾留の中心課題は、適正な刑事裁判の実現である。

被拘禁者の身柄を拘束しながらも、十分な防御の機会を与え、適正な判断に繋げるために、最大限の配慮が求められる。

これを検察を擁する法務省に委ねることに、そもそもの無理があるのではないかと思われる。

では、どこの所管にすべきなのか。

将来的には独立した機関を検討すべきとも思うが、現時点では、裁判所が相応しいと思われる。未決勾留は、刑事裁判のための制度であり、刑事裁判の適正に責任をもつ裁判所

が、身柄の確保と防御権の保障の任に当たるべきなのでないかと、思うからである。

裁判所が、適正裁判のための接見の質・量・機会を保障し、捜査の適正をチェックするために行う弁護人の録音・撮影を妨害せず、無罪推定が働く被拘禁者の生活をも適正管理する。

未決勾留は、刑事裁判の適正手続の出発点であり、これを裁判所の責任で運用することは、刑事裁判手続の適正とシームレスに繋がる。

これに反し、現状の拘置所では、弁護人接見と一般の面会がごちゃ混ぜになって行われているが、これらは本来の性格を異にしているはずである。憲法上の権利である防御のための接見が、一般面会に引きずられるようにして、不合理な制約下に置かれ続けていることは極めて異常である。これを逆転することが必要である。

代用監獄について語られてきた不都合に対し、法務省の下での未決勾留の運用という構造的な問題はあまり議論されないが、その根の共通性を指摘するものである。

2 日本司法支援センター

国選弁護業務が、法務省傘下の日本司法支援センターによって仕切られることについては、多くの弁護士が疑問をもっていた。

弁護人の活動が、裁判の相手方によって評価されるという妙なことになっているからである。少なくとも、弁護人の活動の適正や重要性、困難や成果について正面から判断する能力、姿勢、さらにはそのような立場にあるのかという疑問をもたざるを得ない。

現に、弁護活動の評価、報酬の決定については、絶対的な額、相対的な額の両面について、多くの問題が指摘されている。

もとより、その個々の問題を究明することも重要であるが、そもそも、国選業務は、誰が評価するのが相応しいのかという構造的な問題を抜きには語れない問題である。

日本司法支援センターが誕生するまでは、この評価は、裁判所が行っていた。裁判所は、刑事裁判の両当事者から離れているので、日本司法支援センターが行うよりは適していたかもしれない。

しかし、個々の事件では、弁護人が裁判所と鋭く対立することも珍しくはない。訴訟指揮や判断について弁護人が裁判所と衝突することがあり得ることも、制度上は予想される。つまり、裁判所と弁護人の関係も緊張関係にあり、場合によっては対立関係にあるのであるから、そのような関係にある裁判所に、弁護人に対する評価を委ねることは適当とは言えない。歪んだ評価のおそれがあると同時に、弁護人の活動の構造的な萎縮効果が懸念されるからである。

少なくとも、当該裁判体が評価する従前のような制度に合理性はない。

では、誰が評価すべきなのか。

考えられるのは、弁護士会による評価である。弁護士会は、刑事裁判における弁護人の役割を最もよく理解し、弁護人の苦労や成果について、最もよく評価しうる立場にあるからである。

もとより、弁護士会といっても、個々の弁護士会なのか日弁連なのかの問題があるし、評価の適正はともかく、国の財政処理の下で運用される国選弁護の制約をどのように調整するのかなど課題はある。しかし、解決可能な課題である。要は、国選弁護は誰のもので

あり、それはどのような運用が適正で望ましいのかという根本的な問題をいかに意識するかということである。ここでも、制度や当事者の置かれた地位、役割などに適切に対応した構造が問題となる。

3 証拠

裁判での証拠の重要性はいうまでもない。現状では、証拠は、警察の捜査の過程で積み上げられ、収集される。どのような証拠があるのかは、捜査過程では明らかにされず、裁判が始まってからも、その全てが裁判所や弁護人に開示される訳ではない。

しかし、証拠は、事実を明らかにするための手がかりであり、真実究明の鍵であって、もともと、検察の味方でも弁護人の味方でもない。真実の味方であり、刑事裁判の宝である。

ところが、この証拠が、現状では警察や検察の支配下に置かれ、置かれ続けている。

その結果、被告人の無罪を推定する証拠が隠されたり、重要な録音編集されたり、コンピュータデータの改ざん事件まで発生した。さらには自白調書作成のための無理な取り調べや、拷問まがいの事件も発生した。多くの冤罪事件の陰に、証拠の不適正管理問題が横たわっている。

これらは、警察や検察という、被告人の刑事責任を追及する特別な任を担っている組織が、証拠を一手に握っているという構造から生まれた弊害である。

つまり、証拠の管理は、そのための特別な組織に担わせるべきである。

証拠の収集が捜査の過程で行われるとしても、この捜査機関内に、独立組織としての証拠管理機関を配置し、証拠の管理はこの証拠管理機関が責任を持つのである。例えば、裁判所の下部機関として証拠管理庁を置き、同庁の職員が各刑事警察に配属され、同庁職員として警察の収集した証拠資料を整理管理する。もとより、整理された証拠資料は同時進行で証拠管理庁に共有される。

供述調書などの証拠も、取調時間の適正、録画の問題を含めて、証拠管理庁の管理下に置かれて客観的に管理されるべきである。

もちろん、証拠の同一性保持や、使用のためのルールなど、検討すべきいくつかの課題はある。しかし、少なくとも証拠は誰のものでもなく国民のものであり、刑事裁判のものであり、被害者や被告人のものであるという視点に立ち、現状の危うい証拠管理方法を根底から見直すべきものと思う。

ここでも、それぞれのもつ性格に照らした、構造的な見直しが必要である。

4 ではどうするか

これらは、個々の弁護人レベルでなし得ることではない。

また、具体的な事件単位の問題でもない、制度的な問題である。

これまで、刑事施設法や留置施設法など、いわば逆の立場からの刑事手続の改変が企図されたことはあったが、刑事手続の構造的問題を弁護の観点から見直す努力はほとんど無かったと言わざるを得ない。もちろん、取り調べの録音録画や、接見を重視する立場からの当番弁護士、これを発展させた被疑者国選などの成果はあるが、重い構造を動かすまでには至っていない。

さらには、人質司法や拘置所内での無意味に不自由な生活など、刑事手続の構造的問題と不可分な重要問題も横たわっている。

これらにどう向き合っていくのか。

それを担う筆頭は弁護士会だろう。もちろん志ある学者や市民運動とも手を組む必要がある。そして何より戦略が問われる。どのような絵を描き、どのように国民世論を動かすのか。旧態依然の刑事司法制度のオーバーホールが必要である。

以 上